

マドリッド制度における事後指定手続き

内藤 隆仁

WIPO日本事務所 マドリッド登録部 コンサルタント 吉田 聡一

WIPOマドリッド登録部 マドリッド情報・促進部 アソシエイトオフィサー

2023年 2月16日

本日の内容

- 1. 事後指定の手続きの概要
- 2. 事後指定の申請方法
- 3. 事後指定の手続きに関する注意点
- 4. Q&Aセッション



1. 事後指定の手続きの概要



米国

事後指定とは

事後指定とは、国際登録出願が国際登録された後に指定国や指定商品 (役務)を追加する制度

▶ 保護地域の拡張(海外事業展開の拡大)

- ✓ これまで事業を行っていなかった国へ進出
- ✓ マドリッド議定書の新規加盟国に対して保護拡大
- ▶ 事業分野の拡大 (戦略的な事業展開)
 - ✓ 出願時においてはA国について Class 30 及び Class 43 を指定、B国は出願時 Class 30 のみ指定だったが、後にB国においてもClass 43 に係るサービスを展開

The International
Trademark System

欧州

事後指定とは:指定国の追加

■ 国際登録出願のときに指定しなかった国を追加

■ 国際登録出願のときに、議定書に加盟していなかった国の 追加も可能

(注) エストニア、フィリピン、インド及びブラジルの4か国は、これらの国がマドリッド 議定書に加盟する前の国際登録に基づく事後指定は不可



(参考) 議定書14(5) に基づく宣言

締約国	加盟
エストニア	1998年11月18日
►ル3	1999年1月1日 ※宣言撤回
ナミビア	2004年6月30日 ※宣言撤回
フィリピン	2012年7月25日
インド	2013年7月8日
ブラジル	2019年10月2日

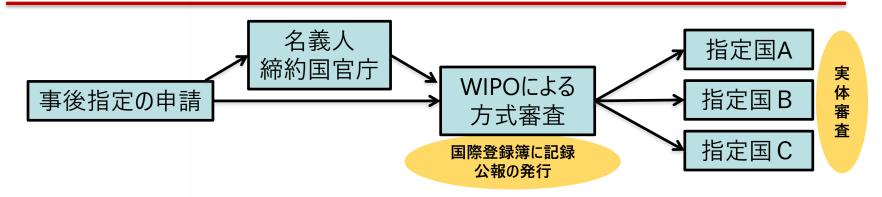


事後指定とは:指定商品・役務の追加

- 国際登録簿に登録されている指定商品・役務の範囲内で 追加することが可能
 - ▶ 出願時に全部または一部の指定国について指定商品・役務を限定して保護を 認めている場合に、国際登録後、追加的にその他の指定商品・役務の保護を 求めるケース(事業拡大に応じた追加的保護)
 - ▶ 出願時に指定していた指定商品・役務について、指定国から保護を拒絶された場合に、改めて事後指定で保護を求めるケース(再申請)
 - (注) 国際登録簿に登録されていない指定商品・役務の追加は不可



事後指定の手続きの流れ



- 事後指定は、国際事務局に<u>直接</u>又は**名義人の締約国官庁**を通じて提出
- 事後指定が適用される要件を満たしている場合には、国際事務局は、国際 登録簿に事後指定を記録し、<u>指定国官庁</u>及び<u>名義人</u>に通報。事後指定が 官庁によって提出された場合には、**当該官庁**に通報する。
- 指定国では、**事後指定日**にその国に直接出願した場合と同等の効果が発生。 指定国ごとに実体審査が行われ、保護の可否を決定。 WIPO MADRID The International Trademark System

事後指定日:規則24(6)

■ 直接、国際事務局に事後指定を申請する場合

- ▶ 原則、国際事務局が申請を受理した日
- ▶ 申請に所定の不備がある場合、その不備が解消された日

■ 名義人の締約国官庁を通じて事後指定を申請する場合

- ▶ 原則、名義人の締約国官庁が申請を受理した日
- ▶ ただし、締約国官庁の受理日から2カ月を過ぎて申請が国際事務局に送付された場合は、国際事務局が当該申請を受理した日



事後指定の手数料

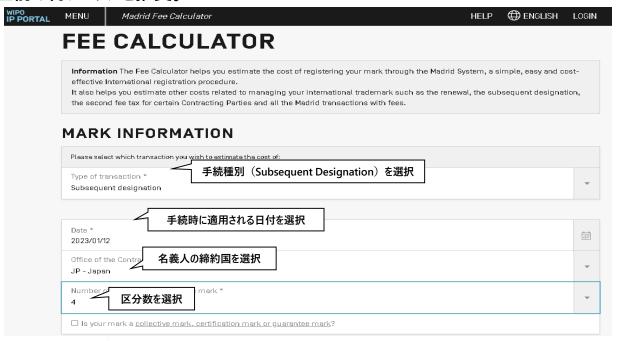
- 手数料
 - 基本手数料 (Basic fee) 300 CHF
 - 付加手数料* (Complementary Fee) 100 CHF *個別手数料を徴収しない指定国の数ごとに
 - ■個別手数料 (Individual fees)



手数料の計算(Fee Calculator)

https://madrid.wipo.int/feecalcapp/

■ オンラインで<u>事後指定に係る手数料</u>の額を計算可能。なお、個別手数料の額は変動するため、手続の直前の再チェックを推奨。





手数料の計算(Fee Calculator)



2. 事後指定の申請方法



事後指定の申請方法

- 様式MM4による申請
 - ✓ 銀行送金
 - ✓ WIPO予納口座からの引き落とし

- eMadridを利用したオンラインによる申請 (推奨)
 - ✓ クレジットカード
 - ✓ WIPO予納口座からの引き落とし



Q. 事後指定の手続きはどのように行っていますか

- 様式MM4を利用してWIPOに申請している
- 様式MM4を利用して日本国特許庁を通じて申請している
- eMadridを利用して申請している (e-Subsequent designation)

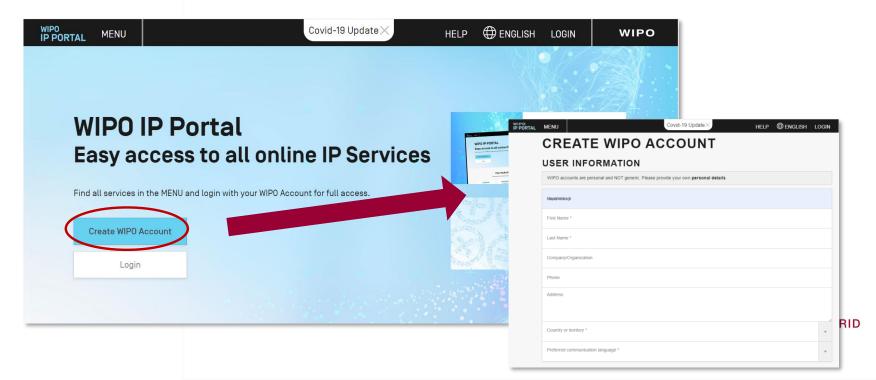


様式MM4 に代わるオンライン上の事後指定の申請方法

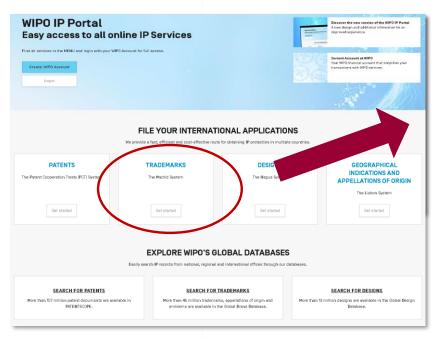
- システムによる各入力項目の自動チェック
- オンライン上での手数料支払い
- 提出確認の自動応答メール
 - > 申請内容の詳細
 - > WIPO reference 番号



■ WIPOユーザーアカウントの作成。



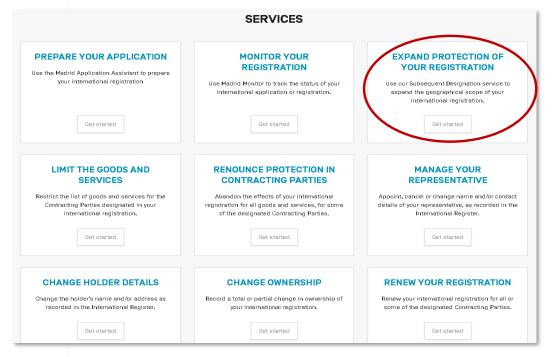
■ eMadridにアクセス







■ EXPAND PROTECTION OF YOUR REGISTRATIONを選択



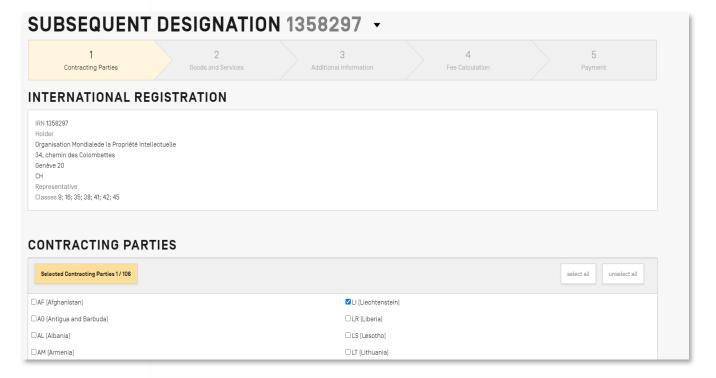


■ 国際登録番号の入力





■ 追加する指定国を選択





■ 追加する範囲(Total又はPartial)を選択

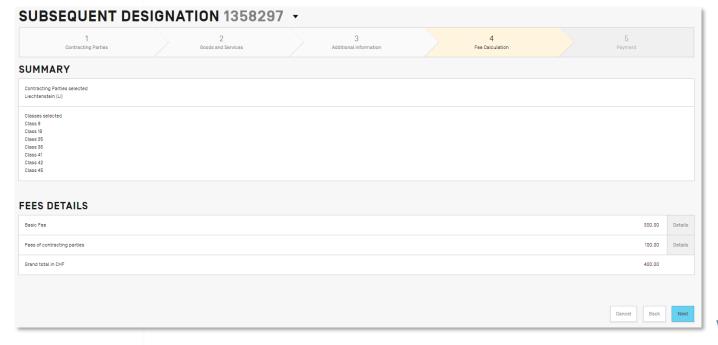
☐ KP (Democratic People's Republic of Korea)	□ UZ (Uzbekistan) □ VN (Viet Nam)	
☐ KR [Republic of Korea]	□WS [Samoa]	
□KZ [Kazakhstan]	□ZM [Zambia]	
LA [Lao People's Democratic Republic]	□ ZW [Zimbabwe]	
Selected Contracting Parties 1/106		select all unselect all
/		
options		
Total Partial		
	·	Cancel



■ 一部の指定商品・役務を事後指定する場合は、指定する区分や 商品・役務を選択



■ 事後指定の内容と手数料を確認





■ 支払い情報を入力(クレジットカード又はWIPO予納口座)し、提出





手続き受領通知





様式MM4による申請

- 国際登録への事後指定の申請 (<u>様式MM4</u>) を、直接国際事務局へ提出。
- 様式MM4を名義人の締約国官庁(日本国特 許庁)へ提出。
- 様式の作成方法は、WIPOが公表している
 「Notes on filing forms」の「様式 MM4」を
 参照。

様式MM4

IM4 (E) – DESIGNATION SUI REGISTRATION	BSEQUENT TO THE INTERNATIONAL
e strongly recommend that you ubsequent designation when pay ebiting them from a WIPO currer	use the <u>online subsequent designation</u> form to request a ring the subsequent designation fees with a credit card or at account.
For use by the holder:	
Number of continuation sheets:	
Number of MM17 forms:	
MM18 form (if applicable, ch	eck the box)
Holder's reference:	
For use by the Office of origin	1:
Office's reference:	
1. INTERNATIONAL REGISTR	ATION NUMBER
2. NAME OF THE HOLDER ¹	
As recorded in the International	I Register.



The International
Trademark System

様式MM4による申請

- 国際事務局へ納付する手数料は、国際事務局へ事前に支払う。
- 日本国特許庁を通じて申請する場合は、国際事務局に納付する手数料と は別に、本国官庁手数料(4,200円)を支払う。
- MM4の書類を作成後、<u>Madrid System Document Upload</u> サービスを利用して国際事務局へ提出。

Madrid System Document Upload Madrid System Document Upload You currently still have to manage just a few aspects of your internatio using downloadable Madrid System forms.		Upload a form									
		File	Form	Reference number	Your internal file reference (optional)	Additional instruction(s)/Document(s)					
Reminder! Wherever possible, manage your international registratic your requests. Find out more.	■	MM4.doc	MM4 - Designation subsequent to the international registration	IRN							
Upload a form Select a document						+ Add related document (optional)					

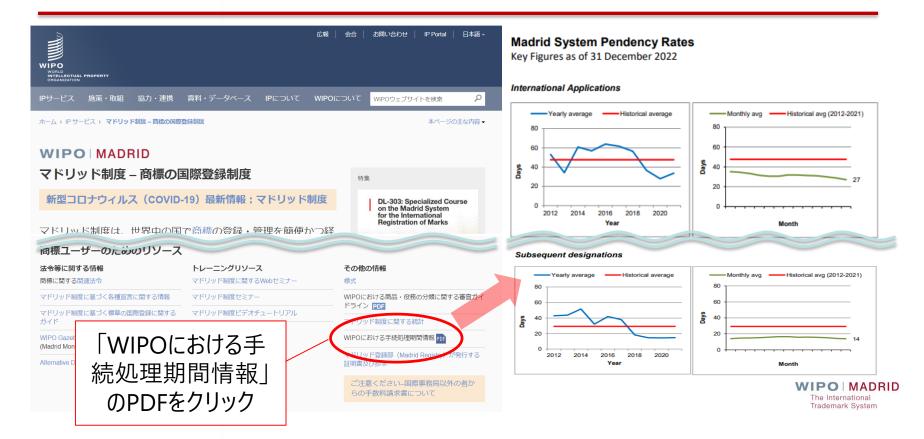
手続きの処理状況の確認

■ <u>Madrid Monitor</u>の「Real-time status」より、手続の処理状況をリアルタイムで確認可能。

Full details	Summary	By Office	Documents	Real-time	e Status							
WIPO refer	WIPO referenc Type In			Inte	ternationa	l Registration	Offic	Inscription date	Notification date	Gazettı	Status	Status Dat
100000000	Subsec	uent desig	nation	000	00000						Examination	19/08/2020



WIPOにおける手続きの平均処理期間

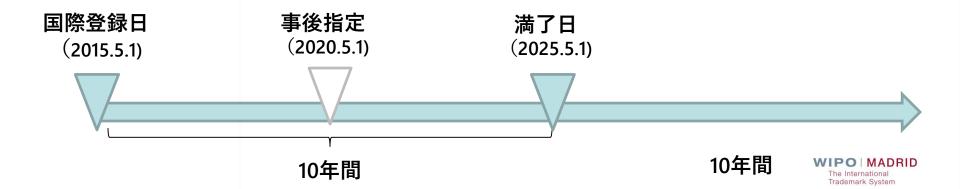


4. 事後指定手続きに関する注意点



存続期間

- 事後指定の保護の期間は、国際登録の満了日と同じ日付で終了
- 国際登録の更新は国際登録日を基準として10 年毎であり、事後指定日と は関係なし



存続期間満了日付近に行う事後申請

Q. 下記のケースで、事後指定にかかる指定国の存続期間の満了日はいつでしょうか

- 2022年7月5日
- 2032年7月5日

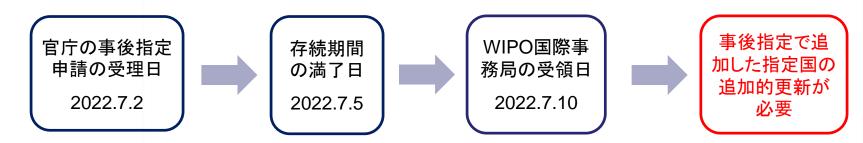




存続期間満了日付近に行う事後申請

Q. 下記のケースで、事後指定にかかる指定国の存続期間の満了日はいつでしょうか

- 2022年7月5日
- 2032年7月5日



WIPO | MADRID

The International
Trademark System

更新手続きの後に効力を発生させる事後指定

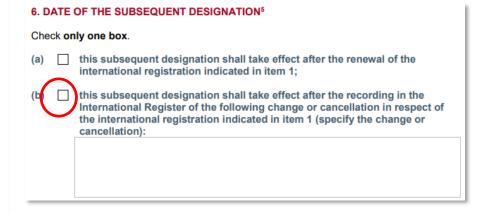


※指示欄にチェックがない と、更新日前になされた 事後指定で追加された 国の指定は更新日で消 滅してしまうので注意 (追加指定国分の手数 料の納付が求められる)。

[MM4]	6. DATE OF THE SUBSEQUENT DESIGNATION ⁵	
	Check only one box. (a) this subsequent designation shall take effect after the renewal of the international registration indicated in item 1;	
	(b) this subsequent designation shall take effect after the recording in the International Register of the following change or cancellation in respect of the international registration indicated in item 1 (specify the change or cancellation):	
	M	The International Trademark System

その他手続きの後に効力を発生させる事後指定

[MM4]



(注)現状、eMadridによる事後指定の場合、MM4第6欄(b)に相当する機能はないため、代理人の選任と同時に事後指定を新代理人が行いたい場合は、MM4を用いて申請 wipolmade

WIPO | MADRID

The International
Trademark System

その他事後指定に関する注意点

- 米国を指定する際は、別途「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】 を提出。
- EUを指定した国際登録の名義人は、EUの指定が最終拒絶、無効、放棄等により効力が終了した場合、EUの指定を個別のEU加盟国の事後指定に転換(conversion)することが可能(規則24(7))。
 - ✓ EUIPOを通じて国際事務局に申請
 - ✓ 欧州の代理人資格のない者は転換(conversion)を請求することは不可
 - ✓ 事後指定のWIPOへの費用とは別に、EUIPOに200€の支払いが必要





Q&Aセッション

保護が拒絶された指定国について、もう一度事後指定はできますか

- ■できる
- ■できない



2025年5月1日に存続期間が満了する国際登録について、2020年5月1日 に事後指定を申請しました。この事後指定で追加した国について、存続期 間の満了日はいつでしょうか。

- 2025年5月1日 (国際登録の日から10年)
- 2030年5月1日 (事後指定の日から10年)



事後指定の申請が優先期間内(第一国の出願日から6か月以内)であれば、追加した指定国について優先権を享受することができますか?

- ■できる
- ■できない



国際登録がなされる前でも事後指定はできますか?

- ■できる
- ■できない



フィリピンで、使用の証明ができず国際登録の保護が取り消されたため事後指定を検討しています。提出のタイミングはいつがよいでしょうか

- ■フィリピン知財庁が保護の無効(Invalidation)を名義人に通知した後
- ■無効(Invalidation)が国際登録簿に記録された後

■いつでも良い



最新のニース国際分類を確認したところ、国際登録時とは商品・役務の分類が変更されていました。事後指定の申請の際、 分類は最新のものに修正しなければならないのでしょうか

- 最新のニース国際分類に基づいて指定する必要がある
- 修正する必要はない



質問の回答

質問1

保護が拒絶された指定国について、もう一度事後指定はできますか

できる

できない

解説)再指定することに特段の制限はありません。

質問2

2025年5月1日に存続期間が満了する国際登録について、2020年5月1日に 事後指定を申請しました。この事後指定で追加した国について、存続期間の 満了日はいつでしょうか

2025年5月1日(国際登録の日から10年)

2030年5月1日(事後指定の日から10年)

解説)国際登録の存続期間満了日は、事後指定した国を含め、国際登録 日から10年です。国ごとに存続期間の満了日が変わることはありません。

質問3

事後指定の申請が優先期間内(第一国の出願日から6か月以内)であれば、追加した指定国について優先権を享受することができますか?

できる

できない

解説)事後指定の日付が国際登録に関して記録された優先日の後、6か月以内であれば、国際登録簿に優先権は自動的に記録され、事後指定された締約国のおいても優先権の効力を有します。ただし、国際出願時に優先権を主張していない場合は、たとえ6か月以内であったとしても、優先権を追加で主張することはできません。

質問4

国際登録がなされる前でも事後指定はできますか?

できる

できない

解説)事後指定は、国際登録後(国際登録番号の付与後)にのみ申請できます。様式MM4やE-subsequent designationは、国際登録番号を記載(入力)する必要があります。



質問の回答(続き)

質問5

フィリピンで、使用の証明ができず国際登録の保護が取り消されたため事後 指定を検討しています。 提出のタイミングはいつがよいでしょうか

フィリピン知財庁が保護の取消を名義人に通知した後

無効(Invalidation)が国際登録簿に記録された後

いつでも良い

解説)知財庁からの通知を受けた段階でも事後指定の申請をすること自体は可能ですが、推奨されません。

事後指定をした後に無効が記録されてしまうと、国際登録簿上、国際登録 時の指定と、事後指定の両方が取り消されます。最初の指定についてのみ無 効を記録する方法もありません。

この場合、事後指定について、保護認容声明が送付されても、無効の効果によって指定は存在しないことから、国際登録簿に保護認容声明が記録されない、更新時にフィリピンについて更新できないという問題が生じます。

無効の記録を待たずに、より早い事後指定日を確保したいのであれば、フィリピンについて放棄(Renunciation)を申請し、放棄が国際登録簿に記録された後、事後指定すべきです。

質問6

最新のニース国際分類を確認したところ、国際登録時とは商品・役務の分類が変更されていました。事後指定の申請の際、分類は最新のものに修正しなければならないのでしょうか

最新のニース国際分類に基づいて指定する必要がある

修正する必要はない

解説)事後指定では、WIPOは最新のニース分類に基づき審査しませんので、 国際登録時の旧分類に基づく区分で国際登録簿に記録され、各指定国に も旧分類の区分のまま通報されます。

なお、指定国は、事後指定の商品役務が最新のニース分類と相違することを 理由として拒絶することはできません。

ただし、規則18(1)(a)及び(2)、規則18(1)(d)に基づく欠陥ではないことから、 国際登録簿にそのまま記録されます。したがって、現地代理人を通じて、拒絶 通報に応答する必要があることに留意してください。



WIPO日本事務所ウェブサイトにおけるマドリッド関連情報





オンラインセミナー(Webinar) WPO日本事務所ウェビナー

広報 | 会合 | お問い合わせ | IP Portal | 日本語 ~ WIPO WORLD INTELLECTUAL PROPERTY IPサービス 施策・取組 協力・連携 資料・データベース IPについて WIPOについて WIPOウェブサイトを検索

ホーム , WIPOとは? , 外部事務所 , WIPO日本事務所

本ページの主な内容 ▼

WIPO日本事務所

世界でも日本においても知的財産の価値がますます高まっていま す。ボーダレスな時代において、日本の皆様も海外において自身 の知財を守ることが肝要です。

WIPO日本事務所は、発明者や科学者、エンジニア、創作者、芸 術家の皆様が一層評価されるよう、知的財産制度の意義や役割 を、「伝道師」として、広く国内外に足を運び、積極的に機会を 捉え、発信して参ります。

▶ More...

詳しくはこちら

日本事務所について | 日本事務所の活動 PDF | 日本事務所ニュースレター | 日本語のWIPO資 料 | 日本事務所の活動写真(Flickrアルバム) | 日本国のプロファイル | 日本の知的財産関連情

【重要なお知らせ】 WIPO日本事務所は、現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、 オフィスへの出勤の人数や時間帯を制限しております。お電話でのお問い合わせは、平日 10時から17時までの間でお願い申し上げます。それ以外の時間帯のお問い合わせやお電 話がつながりにくい場合につきましては、「お問い合わせ先」よりお願い申し上げます ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス関連最新情報: PCTIマドプロ I ハーグ

お問い合わせ先



中小企業の応募募集中: WIPOグロー バル・アワード

知的財産を活用し国内外に影響を与え るプレーヤーを表彰する新プログラム を始動。日本の中小企業の参加をお待 ちしています。

申し込む

WIPOウェビナー(日本語)



WIPO日本事務所では様々なトピックのウェビナー(オンライン セミナー)を日本語で開催(参加無料)しております。

ウェビナーの詳細の確認や参加登録は「詳細と登録」ボタンから行っていただけます。

既に終了したウェビナーの多くがアーカイブ動画を公開しています。こちらは「動画」ボタン からご覧ください(お名前、メールアドレス等のご登録が必要です。また、一部、動画を公開 していないものもござます。)。





ウェビナー一覧

日程	タイトル	トピック		資料
2022年9月15日	(初心者向け) 商標の国際登録制度「マド リッド制度」の概要 (2022)	商標 (マドリッ ド)	詳細と登録	
2022年7月26日	中小企業こそ知っておきたい海外ビジネス を成功させるブランド戦略	商標(マドリッ ド)	動画	PDF
2022年7月8日	インドの知的財産概況	その他	動画	PDF
年6月29日	日本国特許庁におけるマドリッド国際登録 出願オンライン受付(Madrid e-Filing)の ご案内	商標(マドリッ ド)	動画	PDF
2022年6月28日	WIPO GREENウェビナー 環境技術のグローバル展開に向けて(ラテンアメリカ編)	WIPO GREEN	動画	PDF PDF
2022年6月27日	PCTウェビナーシリーズー「国際調査及 び国際予備審査」及び「補正及び明白な誤 記の訂正」	特許(PCT)	詳細と登録	



Madrid System User Group

WIPOが提供する<u>eMadrid</u>各種オンラインツールの利便性向上のためのユーザーグループに参加しませんか?

参加登録はこちらから





Madrid System User Group



- ■参加はボランティアベース
- ■英語
- 年に数回のヒアリング
- 予定が合わない場合は 参加見合わせ可



お問い合わせ先

世界知的所有権機関(WIPO)日本事務所

■ 住所: 〒100-0013東京都千代田区霞が関1丁目4-2大同生命霞が関ビル3階

TEL: 03-5532-5030

E-Mail: japan.office@wipo.int

URL: www.wipo.int/japan



